

# 鶴ヶ島市暴力団排除条例を可決！

# 12月定例会

11/27	本会議	開会 議案第55、62号採決 議案第50～54、56～61号委員会付託
28	総務常任委員会	付託議案審査
29	産業建設常任委員会	付託議案審査
30	文教厚生常任委員会	付託議案審査
12/6	本会議	一般質問（5人）
7	本会議	一般質問（4人）
10	本会議	一般質問（4人）
11	本会議	議・議案第1、2号、議案第50～54、56～61号採決 閉会

平成24年第4回鶴ヶ島市議会定例会が11月27日から12月11日までの15日間の会期で開催されました。本定例会では、議員提出議案2件、市長提出議案13件を審議しました。

また、一般質問を3日間にわたりに行い、13人の議員が登壇しました。

## 条例等

**議案第50号**  
職員の子供休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正で可能となった一定の非常勤職員の育児休業に関する規定を整備するものです。

**Q** 実際に育児休業をする非常勤職員は、どのような非常勤職員を想定しているか。

**A** 人事課長 専門的な知識やスキルを持っていて、それが市行政に必要不可欠な職員を想定している。

**議案第51号**  
鶴ヶ島市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例について

非常勤職員の身分を明確にするとともに、その処遇の改善及び職務に対する意欲の向上を図ることにより、市民サービスの向上に資するため制定するものです。

**Q** 条例別表の「上記に掲げる職種以外の職種」とは具体的にどのような職種か。

**A** 人事課長 本来条例に規定すべきだが、年度途中に急ぎよ採用する職種で、条例改正が間に合わない場合を想定した。

**議案第52号**  
鶴ヶ島市防災会議条例の一部を改正する条例について

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、所掌事務及び組織に関する規定を整備するものです。

**議案第53号**  
鶴ヶ島市暴力団排除条例について

市民生活の安全と平穏を確保し及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、暴力団排除活動を推進するために必要な事項を定めるものです。

**Q** 市独自の内容が盛り込まれているか。

**A** 安心安全推進課長 県の条例に準じている。

**Q** パブリックコメントの実施は。

**A** 市民生活部参事 市では、市の憲章、宣言や構想、計画等がパブリックコメントの対象のため、この条例は行わなかった。

**Q** 近隣市町の制定状況と本市の条例施行までの周知方法は。

**A** 安心安全推進課長 西入間警察署管内の2市3町は、平成25年1月1日が施行日となっている。周知方法は、ホームページや広報に掲載し、また啓発用チラシ等を配布する。

**Q** 他団体との情報の共有は。

**A** 安心安全推進課長 他市や警察等と連携をとっていく。

**議案第54号**  
鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例について

低炭素建築物新築等計画の認定申請等に係る審査の手数料を徴するための規定を追加するものです。

**Q** 低炭素建築物の認定は、市が行うのか。

**A** 建築課長 認定は、市が行う。基準適合の審査は、市と民間の双方が行える。

**議案第55号**  
公の施設の指定管理者の指定について

大橋児童館の指定管理者を決定するものです。

**Q** 指定管理者の選定に当たっての基準は。

**A** こども支援課長 市民サービスの向上や経費削減が主目的である。効果的な施設運営を実施できるか、効果的な施設管理を実施できるか、指定管理料は適正かの3点が重点項目である。

**Q** 指定にあたっての利用者の声は。

**A** こども支援課長 地元の民生委員・児童委員や実際の利用者等の意見や要望などを充分取り入れて運営していく。

## 委員会審査